

諫干農地のうごき & その他		入植者選考とTGF	
2004年(平成16年)			
2/2	長崎県が、希望面積、作物、経営方式(買取りかリースか)などを尋ねる営農意向調査を始める。		
2005年(平成17年)			
9/20	金子知事は、「営農開始から農地すべてをリースする」との方針を明らかにした。県と九州農政局が農業者らを対象に昨年行った調査で、営農希望面積ベースで52%の農業者がリースを希望すると回答していた。		
2006年(平成18年)			
1/31	長崎県農業振興公社理事会が、来年夏の事業完成後にできる農地約700ヘクタールについて、国から一括購入することを決定。土地改良法の規定で農地を直接保有できない県に代わり、公社が入植者らに対する農地のリース(貸し付け)事業を手がける。		
6/5	県公社による農地取得に県が費用を負担するのは違法として、長崎県民76人が公金の支出差し止めを求め、県監査委員に住民監査請求。	7/13	谷川建設が入植希望で干拓室に相談に行った。その後10回位相談
8/1	公金支出差し止め監査請求について、県監査委が「一括配分を受けるための資金は現時点で財源、金額とも未確定」として請求を却下。	7/27	営農計画書、入植計画を作成
8/23	干拓農地の取得に県の公金51億円を支出するのは違法として、長崎県民76人が長崎地裁に提訴。	10/16	入植相談のメモに役員(150日農作業に従事)として谷川弥一(谷川農場?)の名前
2007年(平成19年)			
		1/16	TGF定款作成
		1/30	入植希望者と干拓室の面談メモこの日が最後
		2/11	TGFが大村市農業委員会に農地利用権設定を申請
		2/27	大村市農業委員会農地部会がTGFの農地利用権を承認

3/5	長崎県は農業振興公社が一括購入する造成農地約680ヘクタールの取得費約53億円について、政府系金融機関の農林漁業金融公庫の低利融資を受ける方針を明らかにする。	3/9	大村市がTGFを農業生産法人と認定、農業者の資格を得た。(役員5人が60日以上農作業に従事と記載)
3/6	長崎県は、入植者から徴収する農地のリース料を10アール当たり年間約2万円を基準に最終調整していることを明らかに。計画では、公社が農林漁業金融公庫から53億円を借り入れ、約700ヘクタールの農地を一括購入する。借入期間は25年間。公社には借入金を返済する財政力がないため、県が元金相当分を公社に貸し付ける。利息は、入植者からのリース料をあてる。公庫への返済終了後も、公社が県から53億円を借りた状態が続くことになるため、県は「状況を見ながら農地の売却を検討する必要もある」としている	3月	大村市が21件の「認定農業者」を公告 3/31 県が選考基準の大枠を決定 6/18 TGF農業経営改善計画を大村市に提出。(諫早農地で5年間に1億5千万円の営収見込み、役員の農作業従事日数はゼロと記載)。6/20受付 6/21 TGF「認定農業者」となった。ほかに19件認定。 7/6 第1回選考委員会。議事録をとらないと決定
7/24	長崎県が、国からの農地買い上げ価格を53億円から51億円に引き下げられ、うち42億円を無利子で借り受けることになったため、10aあたりリース料が2万円から1.5万円に引き下げる方針を明らかに。		
7/25	長崎県がリース希望者を対象とした現地視察と説明会を実施。～27		
8/3	県農業振興公社が造成農地の営農希望者を募集。初日の応募は3件のみ。		
8/21	8月3日に開始された干拓農地のリース募集に応募者未だ4件にとどまる。	8/21 8/30 8/31	諫早市に「認定農業者」の申請。(役員の従事日数ゼロ) そのとき提出した申請書の写しを6/18付けで大村市に保管 TGF取締役会議で入植を決議 TGF入植申込書提出

<p>9/3</p>	<p>入植希望者募集が締め切られ、長崎県は計62件、貸し付け予定面積の約1.5倍の応募があったと発表。</p>	<p>9/14 第2回選考委員会。審査基準を決定 9/19 個別調査打ち合わせ会議、班分け 9/25 入植希望者調査開始(審査基準を変更後の視点で調査していることが判明) 9/27 TGF「2006年度農業生産報告書」を3ヶ月遅れで提出。役員の農業従事日数30～50日と記載。 10/5 島田・平山でTGF現地調査(島田は添付資料を忘れた) 10/6 松永干拓室参事がカルビーポテトと面談 10/18 選考調査表が配布され、各班が評点開始 10/20 島田・平山班の採点を島田単独で開始頃 10/24 第1回事務局会議。各班から報告を出し協議して採点を変更。評価一覧表作成。島田・平山班の13件の採点が平山の意見により大幅に上方修正。TGFが11→15。再調査の対象者も検討した。 10/24 以降 平山氏が谷川建設のナガタ氏と面談し、販路の確認をした。2回面談、メモなし 入植申請者の再調査8～10件。島田3件、平山1件、それぞれ別の人と組んで再調査。 11/1 第2回事務局会議。評価一覧表の中間まとめ 11/7 事務局が新しい審査表(審査の視点の変更)を作成 11/9 東事務局長と平山が木村選考委員長に新審査表について相談に行き、許可を得た。 11/13 第3回事務局会議。松永が15点のボーダーを提案、決定。</p>
<p>期日不明</p>	<p>公社の東事務局長が大村市のシュシュにTGFへの農業指導を依頼したが、シュシュの社長は断った。</p>	<p>11/22 第4回事務局会議。2班3件を修正</p>
<p>11/20 期日不明</p>	<p>「食と農」支援事業の知事特認事業第三者委員会が、シュシュを選出 シュシュの認可を県農林部長が決済。 その後、2回目という理由で不認可となる。 農政課長がシュシュにお詫びにいった。</p>	<p>11/26 第3回選考委員会。第2回選考委員会で決定した「審査の視点」を変更。ボーダーラインを承認。名前を隠した評価一覧表を提出。選考を開始。 ? 第4回選考委員会。</p>

12/25	長崎県農業振興公社理事会で、希望する農家62件から干拓農地の貸付農業者45件(個人29、法人16)が決定。うち43件が県内から、面積の7割が法人。		
2008年(平成20年)			
1/28	51億円の公金支出差し止め住民訴訟において、長崎地裁が住民側の訴えを棄却する判決		
1/31	長崎県が新年度予算に諫干関連予算約95億円を計上と発表。「諫干営農支援センター」を設立し、入植者の営農計画や設備投資、融資制度の情報提供などについて助言、支援するほか、ビニールハウスなど施設整備費約20億円、県農業振興公社の農地購入費の償還費54.2億円など。		
2/8	1月28日の公金支出差し止め訴訟長崎地裁判決に対し、原告側が福岡高裁に控訴。		
2/22	入植希望者のうち法人と個人各1件が先月辞退していたことが明らかに。入植者は43件に。		
2/26	県と県農業振興公社が、入植する42件とのリース契約に正式に合意。		
3/19	入植者を決めた選考委が議事録をとっていなかったことが明らかに。	3/20	TGF親族役員3人が辞任
4/1	完成した新干拓地で営農開始され、諫早湾干拓営農支援センター開所式。		
		7/6	TGF資本金を200万円から60万円に減額
		9/18	TGF平成19年度の報告書を提出(2か月以上遅れて提出)
		10/3	大村市農業委員会農地部会がTGFに役員要件で是正勧告